

# 都市計画 用途地域・準防火地域 変更

## 清水町地区などを新たに指定

都市が計画的に発展し、秩序ある市街地の形成が図られることにより、健康で文化的な生活や機能的な活動が行えるよう、都市計画が定められています。市では、快適で機能的な都市形成を進めるため、この都市計画での「用途地域」と「準防火地域」を変更しました。

今回変更された清水町地区については住宅地や商業地として、大田面・観音堂地区、有浦地区の一部については住宅地としての用途地域に指定されます。また、清水町の一部は準防火地域にも指定されました。

これらの地域内で、今後良好な環境を形成していくときに、環境を阻害するような建築物については用途や構造などが規制・制限されることとなります。よろしくご理解をお願いいたします。

お問い合わせは

都市開発課 ☎49-3111 (内線355)

### 用途地域

住環境の保護や商業などの業務の利便の推進を図るため、建築物の用途などを規制・誘導していく地域

### 準防火地域

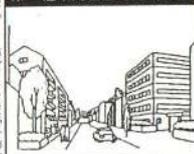
建築物の防火性能を集団的に向上させ火災の延焼拡大を抑制するため、耐火構造にするなど建築物の構造などを規制・誘導していく地域

# 大館都市計画 用途地域・準防火地域 変更図

## 用途地域・準防火地域 変更図 凡例

用途地域拡大地区(7ha)	
用途地域変更地区(12ha)	
用途地域の種類	建ぺい/容積率
第1種中高層住宅専用地域	60/200
第2種中高層住宅専用地域	60/200
第1種住居地域	60/200
近隣商業地域	80/300
準防火地域	

## 第1種中高層住宅専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500mまでの一定のお店などが建てられます。

## 第1種住居地域



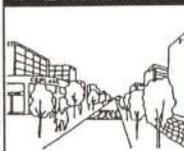
住環境を守るための地域です。3,000mまでの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

## 近隣商業地域

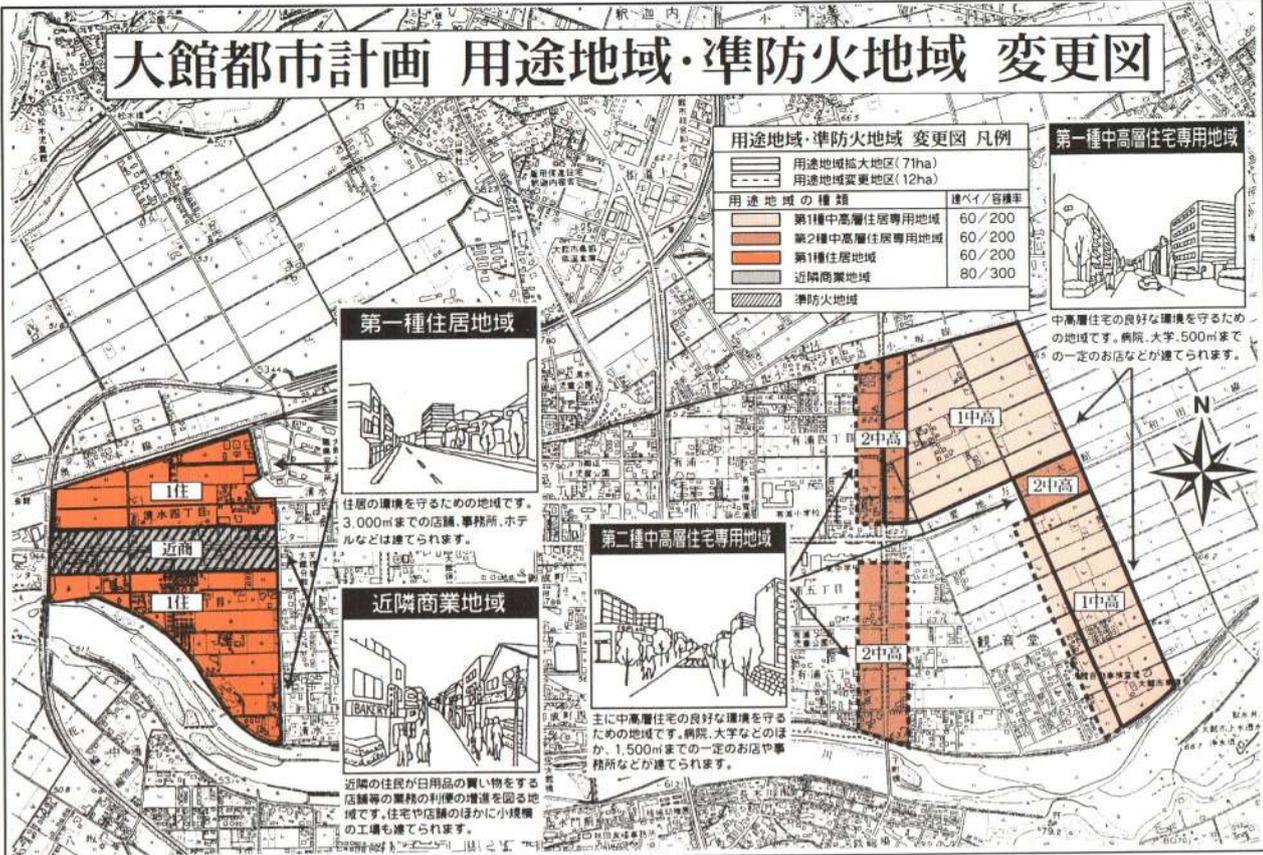


近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

## 第2種中高層住宅専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500mまでの一定のお店や事務所などが建てられます。



## 都市計画税の課税区域が拡大されます

今回の都市計画区域の変更により、新たに用途地域に指定された地区にある土地や建物を所有するに、来年度(平成十二年度)から都市計画税が課税されます。

都市計画税は、都市計画法に基づいて行われる都市計画事業(街路、公園、下水路の整備)などの費用に充てることを目的とした税金で、税率は〇・一五%です。

課税の対象となりますのは、用途地域内に所在する土地や家屋で、それらの固定資産税の課税標準額を基に税額が計算されます。なお、納付の際は、固定資産税と併せた納税通知書で納めていただくこととなります。

お問い合わせは 税務課

☎49-3111 (内線230)



都市化が進む清水町地区